

○ 水防法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第二章 設立（第八条―第十二条）</p> <p>第三章 管理（第十三条―第二十五条）</p> <p>第四章 業務</p> <p>第一節 業務の範囲等（第二十六条―第二十九条）</p> <p>第二節 特定下水道工事（第三十条―第三十六条）</p> <p>第五章 財務及び会計（第三十七条―第四十八条）</p> <p>第六章 監督（第四十九条・第五十条）</p> <p>第七章 補則（第五十一条・第五十二条）</p> <p>第八章 罰則（第五十三条―第五十五条）</p> <p>附則</p> <p>第四章 業務</p> <p>第一節 業務の範囲等</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第二十六条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、地方公共団体の委託に基づき、次に掲げる管渠の建設を行うこと。</p> <p>イ 浸水被害（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第二章 設立（第八条―第十二条）</p> <p>第三章 管理（第十三条―第二十五条）</p> <p>第四章 業務（第二十六条―第二十八条）</p> <p>第五章 財務及び会計（第二十九条―第四十一条）</p> <p>第六章 監督（第四十二条・第四十三条）</p> <p>第七章 補則（第四十四条―第四十六条）</p> <p>第八章 罰則（第四十七条―第四十九条）</p> <p>附則</p> <p>第四章 業務</p> <p>（業務）</p> <p>第二十六条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 （略）</p>

九号に規定する浸水被害をいう。)が発生した場合において再度災害を防止するためその建設を特に緊急に行うべきもの

ロ その建設が高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用し
て行うことが適当であると認められるもの

三 次節の規定により特定下水道工事を行うこと。

四 地方公共団体の委託に基づき、下水道の設置等の設計、下水道の
工事の監督管理並びに終末処理場、終末処理場以外の処理施設、ポ
ンプ施設、管渠及び協定雨水貯留施設(下水道法第二十五条の第五
一項第一号に規定する協定雨水貯留施設をいう。)の維持管理を行
うこと。

五 災害時維持修繕協定(下水道法第十五条の二(同法第二十五条の
十八及び第三十一条において準用する場合を含む。以下この号にお
いて同じ。)に規定する災害時維持修繕協定をいう。次条第二項に
おいて同じ。)に基づき、協定下水道施設(同法第十五条の二第一
号に規定する協定下水道施設をいう。)の維持又は修繕に関する工
事を行うこと。

六(十一) (略)

2 事業団は、前項第一号に掲げる業務を受託する場合においては、特
別の事情がない限り、水質環境基準(下水道法第二条の二第一項に規
定する水質環境基準をいう。以下この項において同じ。)が定められ
た公共用水域の水質を当該水質環境基準に適合させるため必要がある
終末処理場等を優先させるものとする。

3 事業団は、第一項第十一号に掲げる業務を行おうとするときは、国
土交通大臣の認可を受けなければならない。

(下水道法第二十二條等の適用除外)

第二十七條 下水道法第二十二條(同法第二十五条の十八において準用
する場合を含む。)の規定は、公共下水道管理者(同法第四条第一項
に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。)又は流域下水道管
理者(同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者をい

二 地方公共団体の委託に基づき、下水道の設置等の設計、下水道の
工事の監督管理並びに終末処理場、終末処理場以外の処理施設及び
ポンプ施設の維持管理を行うこと。

三(八) (略)

2 事業団は、前項第一号に掲げる業務を受託する場合においては、特
別の事情がない限り、水質環境基準(下水道法(昭和三十三年法律第
七十九号)第二条の二第一項に規定する水質環境基準をいう。以下同
じ。)が定められた公共用水域の水質を当該水質環境基準に適合させ
るため必要がある終末処理場等を優先させるものとする。

3 事業団は、第一項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、国土
交通大臣の認可を受けなければならない。

(下水道法第二十二條等の適用除外)

第二十六條の二 下水道法第二十二條(同法第二十五条の十において準
用する場合を含む。)の規定は、公共下水道管理者又は流域下水道管
理者が事業団に公共下水道又は流域下水道の設置等の設計、工事の監
督管理又は維持管理を委託する場合には、適用しない。

う。以下同じ。)が事業団に公共下水道又は流域下水道の設置等の設計、工事の監督管理又は維持管理を委託する場合には、適用しない。

2 下水道法第二十二條第二項(同法第二十五條の十八において準用する場合を含む。)の規定は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が事業団と災害時維持修繕協定を締結した場合において、当該災害時維持修繕協定に基づき事業団が公共下水道又は流域下水道の維持管理を行うときは、適用しない。

第二十八條・第二十九條

第二節 特定下水道工事

(特定下水道工事の代行)

第三十條 事業団は、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水道管理者(下水道法第二十七條第一項に規定する都市下水道管理者をいう。第三十六條において同じ。)である地方公共団体(以下「下水道管理団体」という。)から要請があり、かつ、当該下水道管理団体における終末処理場等又は第二十六條第一項第二号イ若しくはロに掲げる管渠(次条及び第三十三條において「特定下水道」という。)の建設に関する工事(以下「特定下水道工事」という。)の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該特定下水道工事を当該下水道管理団体に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合には、同法第三條、第二十五條の十及び第二十六條の規定にかかわらず、これを行うことができる。

2 事業団は、前項の規定により特定下水道工事を行う場合には、政令で定めるところにより、下水道管理団体に代わつてその権限の一部を行うものとする。

3 下水道管理団体が第一項の要請をしようとするときは、あらかじめ、当該下水道管理団体の議会の議決を経なければならない。

4 事業団は、第一項の規定により特定下水道工事を行おうとするとき

第二十七條・第二十八條

(新設)

は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

- 5| 事業団は、第一項の規定による特定下水道工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(事業団の意見の聴取)

- 第三十一条 下水道管理団体は、前条の規定により事業団が特定下水道工事を行う特定下水道について下水道法第四条第六項の公共下水道の事業計画の変更、同法第二十五条の十一第七項の流域下水道の事業計画の変更又は同法第二十七条第一項の規定による公示事項の変更を行うおうとする場合には、あらかじめ、事業団の意見を聴かなければならない。

(特定下水道工事の廃止等)

- 第三十二条 事業団は、下水道管理団体の同意を得た場合でなければ、特定下水道工事を廃止してはならない。

- 2| 第三十条第五項の規定は、事業団が特定下水道工事を廃止した場合について準用する。

- 3| 事業団が特定下水道工事を廃止したときは、当該特定下水道工事に要した費用の負担については、事業団が下水道管理団体と協議して定めるものとする。

(特定下水道及びその用に供する土地の権利の帰属)

- 第三十三条 第三十条第五項の規定による特定下水道工事の完了の公告のあつた特定下水道及びその用に供する土地について事業団が取得した権利は、その公告の日の翌日において当該特定下水道を管理する下水道管理団体に帰属するものとする。

(費用の負担又は補助)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第三十四条 事業団が第三十条の規定により特定下水道工事を行う場合には、その実施に要する費用の負担及びその費用に関する国の補助については、下水道管理団体が自ら当該特定下水道工事を行うものとみなす。

2 前項の規定により国が当該下水道管理団体に対し交付すべき負担金又は補助金は、事業団に交付するものとする。

3 前項の場合には、事業団は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定の適用については、同法第二条第三項に規定する補助事業者等とみなす。

4 第一項の下水道管理団体は、同項の費用の額から第二項の負担金又は補助金の額を控除した額を事業団に支払わなければならない。

5 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他同項の費用に関し必要な事項は、政令で定める。

（審査請求）

第三十五条 事業団が第三十条第二項の規定により下水道管理団体に代わつてする処分又はその不作為に不服がある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、事業団の上級行政庁とみなす。

（下水道法の適用）

第三十六条 第三十条第二項の規定により公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水道管理者に代わつてその権限を行う事業団は、下水道法第五章の規定の適用については、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水道管理者とみなす。

第五章 財務及び会計

（新設）

（新設）

第五章 財務及び会計

第三十七条～第三十九条 (略)

(書類の送付)

第四十条 事業団は、第三十八条に規定する認可を受け、又は前条第一項の規定による提出をしたときは、当該認可に係る予算及び事業計画に関する書類又は当該提出に係る財務諸表を、事業団に出資した地方公共団体に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十一条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 (略)

(借入金及び下水道債券)

第四十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による下水道債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5～8 (略)

(削除)

第四十三条～第四十八条 (略)

第六章 監督

第四十九条・第五十条 (略)

第二十九条～第三十一条 (略)

(書類の送付)

第三十二条 事業団は、第三十条に規定する認可を受け、又は前条第一項の規定による提出をしたときは、当該認可に係る予算及び事業計画に関する書類又は当該提出に係る財務諸表を、事業団に出資した地方公共団体に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十三条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 (略)

(借入金及び下水道債券)

第三十四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による下水道債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5～8 (略)

第三十五条 削除

第三十六条～第四十一条 (略)

第六章 監督

第四十二条・第四十三条 (略)

第七章 補則

第五十一条 (略)

(削除)

第五十二条 (略)

第八章 罰則

第五十三条 第五十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 三 (略)

四 第三十九条の規定に違反して、財務諸表を提出せず、若しくはこれに添付すべき書類を添付せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして提出したとき。

五 第四十五条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第四十九条第二項の規定による国土交通大臣の命令に違反したとき。

第五十五条 (略)

第七章 補則

第四十四条 (略)

第四十五条 削除

第四十六条 (略)

第八章 罰則

第四十七条 第四十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 三 (略)

四 第三十一条の規定に違反して、財務諸表を提出せず、若しくはこれに添付すべき書類を添付せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして提出したとき。

五 第三十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第四十二条第二項の規定による国土交通大臣の命令に違反したとき。

第四十九条 (略)